

弁護士が教える「社長さん、それは危険です」

商標法から見る 検索エンジン対策時の注意点

売り上げアップのため「SEO対策（検索エンジン最適化）」を行い、あの手この手で、自社のホームページ対策を行っておられる企業様は多いと思います。ネット検索時に顧客の目を引くために、できるだけ他社のHPより引き立つよう対策したいものですが、他人の著名な名称を使用するなど、法的には「そこまでやるとアウトです！」という行為があります。

本セミナーでは実際の判例を中心に、検索エンジンにサイト登録する際の、商標法上の新しい問題点を解説いたします。

★講師は「子供の野球指導ですっかり日焼けしている弁護士」の坂本優氏（プログレ法律特許事務所パートナー）です。

◆日時 平成**28**年**10**月**31**日（月）
18:30~20:00（セミナー） 20:00~21:00（交流会）

◆場所 ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）
北館3階 309号室
東大阪市荒本北1-4-17（近鉄けいはんな線「荒本駅」下車5分）

◆申込 「インターネット」または「FAX」
※インターネットは、MOBIOホームページにアクセスしてください
※FAXは下記申込書に記載してください

◆お問い合わせ
ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）
（担当：藤原、真鍋）TEL：06（6748）1052

から「MOBIO Cafe 開催案内」をご覧ください
<http://www.m-osaka.com>

参加申込書（FAX06-6748-1062）※お一人ずつお申し込みください。切り取らずこのままFAXして下さい。

参加者氏名		企業名 部署・役職	
電話番号		FAX番号	
e-Mail			
住所	〒		
交流会	<input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない		

※ 交流会は 20:00 より交流スペースにて立食・軽食スタイルで開催します。（会費 1,000 円）
MOBIOからセミナーに関する連絡をすることがあります。